

実務担当者向け

高収益作物次期作支援交付金の運用見直し関係 Q & A (未定稿)
(令和2年11月24日現在)

注 現時点版であり、今後変更があり得ることにご留意ください。

【1 総論】

- (問1-1) 今回、なぜ運用を見直すこととしたのか。
- (問1-2) 今回の見直しの内容は何か。
- (問1-3) 第2次補正予算時に行った運用改善の内容が変わるのか。

【2 申告書の提出】

- (問2-1) なぜ、申告書を提出することとなったのか。
- (問2-2) 売上げが一定割合以上減少していないと、この交付金の支払対象にならないのか。
- (問2-3) 今回、新たに申告書を提出することとなったが、既に取り組計画書を提出している農業者も提出が必要なのか。
- (問2-4) 申告書にある「対象期間」とはいつか。
- (問2-5) 申告書において、減収額を計算する際の前年作及び今年作の売上額について、何月から何月までの分を記入するのか。
- (問2-6) 施設栽培で、1年間で複数回栽培するような一年生の「スプレー菊」や、1年を通じて収穫・出荷しているような永年性の「バラ」及び多年生の「アルストロメリア」の場合、出荷期間はどのようになるのか。
- (問2-7) 春作と秋作の「ブロッコリー」を栽培する農業者の場合、出荷期間はどのようになるのか。
- (問2-8) 露地栽培で、冬キャベツ（出荷期間1月～2月）と春キャベツ（同4月～5月）を対象期間中（2月～4月）に出荷したが、冬キャベツは増収、春キャベツは減収であった場合、売上げを計算する出荷期間を春キャベツのみの期間（4月～5月）としてよいか。
- (問2-9) 対象期間に出荷実績があるが、その品目の出荷期間が長く、申告書の申請時点でもまだ出荷期間が終わっていないが、この場合の出荷期間はどのようにするのか。
- (問2-10) 既に、取り組計画書を事業実施主体に提出（申請）しているが、この場合、出荷期間は取り組計画書を提出（申請）した時点として整理してよいか。
- (問2-11) 天候等の関係で、対象期間（2月～4月）に出荷した品目の出荷期間（4月～7月）が、前年の出荷期間（4月～6月）とずれた場合、出荷期間の今年と前年との比較はどのようにすればよいのか。
- (問2-12) 申告書にある「減収率」とは何か。
- (問2-13) 申告書を記入する場合、どの様式（甲、乙、丙）に記入すればよいのか。
- (問2-14) 1人の生産者が、お茶は茶業協会、施設花きは地域再生協議会を事業実施主体として品目ごとに申請しているが、申告書も別々に提出することで問題ないか。
- (問2-15) 申告書の様式に記入する品目名は具体的にどのように書けばよいのか。例えば、数十に及ぶような多品目の花壇苗を栽培している場合は、どのように書くのか。
- (問2-16) 申告書の様式甲は3品目までしか記入できないが、対象品目がそれ以上ある場合は、どのようにすればよいのか。
- (問2-17) 既に取り組計画書又は取り組実績報告書を提出している農業者のうち、農業者から申告書が提出されない場合、事業実施主体はどうすればよいのか。

(問2-18) 第3回公募は、第2回公募と同様に、取組が完了しないと申請できないのか。

【3 減収額の計算】

- (問3-1) 売上げの根拠となる資料も提出するのか。また、根拠となる資料を紛失した場合はどうすればよいか。
- (問3-2) 出荷先が集計・出力した帳票等を、出荷伝票等に変わるものとして使用することはできるか。
- (問3-3) 申告書の減収額の算定の際、出荷期間における今年と前年の売上げの算出にあたり、委託販売の手数料や通信運搬費、運送料等の経費を差し引いた額(農業者の口座に振り込まれた額)で算出してよいか。
- (問3-4) 申告書の減収額の算定の際、出荷期間における今年と前年の売上げの算出にあたり、消費税・地方消費税はどのようにすればよいか。
- (問3-5) 申告書の減収額の算定の際、出荷期間における今年と前年の売上げの算出にあたり、「野菜価格安定制度」や「収入保険」等の補給金を加えることが必要か。また、売上げに加える場合は、どの時点で加えるのか。
- (問3-6) 「野菜価格安定制度」や「いぐさ・畳表農家経営所得安定化対策事業」で支払われる補給金には、農業者の自己負担分も含まれているが、その取り扱いはどうすればよいのか。
- (問3-7) 対象期間中に出荷実績のある品目の作付面積が、前年と比べ規模を拡大し増加した場合や、規模を縮小し減少した場合は、売上げの対前年との比較はどのようにすればよいのか。
- (問3-8) 果樹・茶等において、前年から今年の間には新植により規模拡大した場合、売上げをどのように算定すればよいか。
- (問3-9) 果樹・茶等において、前年作を収穫した後、改植した場合は、売上げをどのように算定すればよいか。
- (問3-10) 新規就農者等の場合、売上げの対前年との比較はどのようにすればよいのか。
- (問3-11) 本交付金の対象期間に出荷した品目と、前年度に当該期間に出荷していた品目が異なる場合は、売上げの対前年との比較はどのようにすればよいのか。
- (問3-12) 今年から新たに借りたほ場で、新たに作物を栽培している場合は、売上げの対前年との比較はどのようにすればよいのか。
- (問3-13) 作付面積は同じであるが、人員や回転数を増やして生産量を増やした場合は、規模拡大したと見なせるのか。
- (問3-14) 観光農園の場合の売上げの確認方法については、入園料だけでなく、直売や出荷したものの売上げも考慮する必要があるのか。

【4 売上げが減少した品目の作付面積】

- (問4-1) 「売上げが減少した品目の作付面積」とはどういうことか。
- (問4-2) 今回の見直しで、「対象期間中に出荷実績がある又は廃棄等により出荷できなかった品目のうち出荷期間を通じた売上げが前年の同期間より減少した品目の作付面積の合計の範囲」とするのはなぜか。

(問4-3) 申告書の「2. 売上げが減少した品目の作付面積に対応する金額」には、次期作の品目と面積を記入するのか、もしくは、対象期間に出荷実績がある品目と面積を記入するのか。

【5 既に提出した又はこれから提出する取組計画書（様式第6-2号）の6の（1）の合計交付申請金額】

(問5-1) 今回の見直しで、減収した品目や面積が明確化されることになったが、この見直しに伴い、次期作の品目も「売上げが減少した品目と同じ品目」でなければいけないのか。

(問5-2) 申告書に「売上げが減少した品目の作付面積」を記入することとなっているが、次期作の支援対象となる農地は、減収した品目が作付けられていた農地と同じ農地でないといけないのか。

【6 個別の注意点】

(問6-1) 「収穫後、JA等で貯蔵により長期間にわたって出荷され、複数の農業者の売上げがプール計算される品目」とは、具体的に何か。

(問6-2) 「収穫後、JA等で貯蔵により長期間にわたって出荷され、複数の農業者の売上げがプール計算される品目」が減収した場合の「減収額」は、どのように算定するのか。

(問6-3) 「収穫後、JA等で貯蔵により長期間にわたって出荷され、複数の農業者の売上げがプール計算される品目」について、「売上げが減少した品目の作付面積」は、どのように算定するのか。

(問6-4) 例えば、農協等が一元販売等を行い、生産者ごとの出荷数量等のデータを把握している場合、農協等で総括表等を作成し、生産者に確認してもらい押印してもらうやり方は認められるか。

(問6-5) 地域特認品目の申告書の「減収額」と「売上げが減少した品目の作付面積」は、どのように算定するのか。

(問6-6) 高収益作物を加工し、加工品として販売している場合は、「減収額」と「売上げが減少した品目の作付面積」は、どのように算定すればよいのか。

(問6-7) 生葉を生産し、かつ、荒茶又は仕上茶を販売する取組実施者の売上げは、どのように計算すればよいのか。

(問6-8) 茶の売上額を算出する出荷期間の考え方で、今年は新型コロナウイルスの影響で売れ行き不振だったため、二番茶までの収穫・出荷で終わっている。このような場合でも、昨年の一発茶出荷が始まった3月から、例年、収穫・出荷している四番茶が終わった9月までの出荷期間7ヶ月と、今年の一発茶出荷が始まった3月から9月まで出荷の7ヶ月を比較しても構わないか。

(問6-9) 厳選出荷の支援の対象日数を、作業従事者1人につき90日までとするのはなぜか。

(問6-10) 茶と花き、茶とわさびなど、複数品目で厳選出荷に取り組む場合も、対象日数の上限は90日か。

(問6-11) 茶の厳選出荷の支援対象日数の考え方を教えてほしい。

(問6-12) 花きの厳選出荷の対象期間は2月から5月となっているが、2月や3月に行うケースはどのような場合か。

- (問6-13) 花きの厳選出荷の要件について、具体的に教えてほしい。
(問6-14) 同一の取組を行う他の事業とは、二重補助にならないのか。

【7 運用見直しに伴う手続き等】

- (問7-1) 今回の運用の見直しにより、取組実施者が本交付金の申請を取り下げ、当該事業実施主体の受益農家(取組実施者)が3戸未満となった場合、事業実施主体の要件を満たさなくなるのか。
- (問7-2) 今回の運用の見直しにより、実際に交付される交付金の額と取組計画書に記入する交付金額が一致しないケースが発生すると考えるが、取組実施者は取組計画書に記入した作付面積の全てで取組を行う必要があるのか。
- (問7-3) 今回の運用の見直しで、5万円、80万円、25万円/10aについては、「品目ごとの減収額の合計」や「売上げが減少した品目の作付面積に対応した金額」を上限とするとのことであるが、2万円/10aや厳選出荷についても同様の扱いとなるのか。
- (問7-4) 交付金の交付事務について、5万円、80万円、25万円/10aの取組を行う農業者のうち減収額が2割以上の農業者の交付事務から行うとのことであるが、事務が煩雑な上、同時期に交付金の申請を行った農業者の間で支払時期が異なることにより混乱等を招く恐れがあることから、第2回目公募分、第3回目公募分といったような申請順や、申告書、取組計画書等の必要書類が整ったものから順に交付事務を行ってはいけないか。
- (問7-5) 生産者団体等が農業者等ごとの売上額等を把握している場合、生産者団体等が申告書を代理で作成(減収額の計算等)してよいか。
- (問7-6) 申告書の作成(減収額の計算等)に当たり、前年が災害等で異常年であった場合、事務負担の軽減等のため、地方農政局等と協議した上で、前々年や平年と今年の売上げを比較するなど、産地全体で統一的に行うことを基本としてほしい。
- (問7-7) 前年に災害の被害を受けたなど、特別な事情がある場合は、申告書にどのように記入すればよいのか。

【8 推進事務費】

- (問8-1) 推進事務費は、取組実施者への交付額の合計の2%までの額を基本とされているが、今回の運用見直しにより、事業実施主体において新たに申告書の確認等を行う必要があり、交付事務が大幅に増え事務費が不足するとともに、本体交付金の額が減少し、既に使用した推進事務費の額が本体交付金の2%を上回ることも予想されるため、この事務費の2%上限を見直していただきたい。
- (問8-2) 事業実施主体の中には、今回の運用見直しにより本体交付金による取組が全くなるところがあると予想されるが、この場合、事業実施主体が既に実施した推進・指導等の経費について、推進事務費は交付されるのか。
- (問8-3) 事業実施主体や公募に応募する予定の団体において、これまで原則として交付決定前の事務費は自己負担してきた上に、今回の運用見直しにより追加的な事務が発生するが、これら経費は本交付金の対象とならないのか。

【1 総論】

(運用見直しの経緯)

問1-1 今回、なぜ運用を見直すこととしたのか。

(答)

高収益作物次期作支援交付金の創設当時は、新型コロナウイルスによる影響が更に拡大・深刻化することへの不安が蔓延する中で、新型コロナウイルスの影響を受けた農業者の皆様が、営農を断念することなく次期作に前向きに取り組んでいただけるようにするため、要件を簡素で弾力的にするなど、困っている方が申請しやすい仕組みになるようにしたところです。

その結果、非常に多くの申請をいただきましたが、減収を要件としなかったことから、中には、減収していない品目の申請も含まれていました。

農業者の方々には、要件に即して申請していただいたにもかかわらず、このままの運用で交付金の支払いを行うことになれば、新型コロナウイルスによる影響を受けていないのに交付金が支払われているなどの批判を受けかねず、本事業に必要な予算の確保にも支障が生じることが懸念されます。

今般、このような事態を回避するために、制度の運用を見直すこととした次第です。

(見直しのポイント)

問1-2 今回の見直しの内容は何か。

(答)

今回の見直しのポイントは、以下の4点です。

- ① 農業者の方々から、申告書を提出していただくこと（既に取り組計画書を提出していただいた農業者の方々にも、改めて申告書の提出をお願いいたします。）
- ② 次期作の支援の対象面積について、これまで「次期作の全ての作付面積も可能」となっていた点を「売上げが減少した品目の作付面積まで」としたこと
- ③ 交付額の上限を、減収額を超えない範囲としたこと
- ④ 厳選出荷の支援の対象日数を、90日までとしたこと

また、②に関し、収穫後、JA等で貯蔵され長期間にわたり出荷し、農業者の売上がプールされる品目については、問6-3を参照してください。

このことにより、当初お示ししたものと異なる制度の運用となってしまう、また、追加の作業が発生することとなるなど、多大なご迷惑とご面倒をおかけすることとなり誠に申し訳ありません。何卒、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、②及び③は、5万円/10a、80万円/10a（施設花き等）、25万円/10a（施設果樹）の支援についての運用見直しです。2万円/10a及び厳選出荷の支援は従前のとおりです。

(2次補正予算での運用改善との関係)

問1-3 第2次補正予算時に行った運用改善の内容が変わるのか。

(答)

今回の運用の見直しは、第2次補正予算時の運用改善の内容を変更するものではありません。

【2 申告書の提出】

(申告書提出の背景)

問2-1 なぜ、申告書を提出することとなったのか。

(答)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農業者をしっかり支援しつつ、影響を受けていないのに交付金が支払われているなどの批判を受けないようにするためには、新型コロナウイルス感染症の影響のあった品目ごとに、減収額等を確認する必要があります。

このため、新たに交付金の申請に係る申告書を提出していただくこととしました。

(交付金の対象農業者)

問2-2 売上げが一定割合以上減少していないと、この交付金の支払対象にならないのか。

(答)

そうではありません。減収割合にかかわらず、減収のあった農業者は対象となります。

(提出済の取組計画書の扱い)

問2-3 今回、新たに申告書を提出することとなったが、既に取り組計画書を提出している農業者も提出が必要なのか。

(答)

既に、取組計画書を提出していただいている農業者の方々にも、今回の運用見直しを適用させていただくこととなりますので、申告書を提出していただく必要があります。

なお、既に提出済の取組計画書を再度提出していただく必要はございません。

(対象期間)

問 2-4 申告書にある「対象期間」とはいつか。

(答)

原則として、令和2年2月～4月です。

なお、生産局長が公募ごとに別に定めた品目については、追加が認められた期間を含みます。

また、生産局長が必要と認めた地域特認品目（野菜・果樹・花き・茶以外）については、追加が認められた期間が対象期間となります。

(出荷期間)

問 2-5 申告書において、減収額を計算する際の前年作及び今年作の売上額について、何月から何月までの分を記入するのか。

(答)

今年作としては、令和2年2月から出荷を終えた月までとします（出荷期間の始期は2月以降に農業者が出荷（ただし、農協等による委託販売の場合は、原則として売買契約日）を始めた日、終期は出荷を終えた日（委託販売の場合は左記と同じ））。

ただし、申告書や取組計画書の提出時点で出荷や精算が終わっていない場合は、売上げが確認できる直近月とします。前年作については、原則として今年作と同期間とします。

なお、収穫後、貯蔵により長期にわたり出荷し、複数の農業者の売上げがプール計算される品目については、対象期間が出荷期間となります。

また、地域特認品目については、原則として各品目の対象期間が出荷期間となります。

加工品の出荷期間も原則として同様です。

(※ プール計算については、「6 個別の注意点」を参照してください。)

(施設花きの品目ごとの出荷期間の取り方)

問 2-6 施設栽培で、1年間で複数回栽培するような一年生の「スプレー菊」や、1年を通じて収穫・出荷しているような永年性の「バラ」及び多年生の「アルストロメリア」の場合、出荷期間はどのようになるのか。

(答)

施設栽培の「スプレー菊」のような1年間で複数回栽培し出荷する品目の出荷期間は、ケースに応じて、「対象期間(2月～5月)において出荷した当該作期分の出荷期間」か、「2月から売上げが確認できる直近月」のいずれかになります。

また、施設栽培の「バラ」や「アルストロメリア」のような1年を通じて出荷する品目の出荷期間は、原則として「2月から売上げが確認できる直近月」となります。

(露地野菜の品目ごとの出荷期間の取り方)

問2-7 春作と秋作の「ブロッコリー」を栽培する農業者の場合、出荷期間はどのようになるのか。

(答)

3月から5月に出荷する「春作ブロッコリー」と、次期作としての「秋作ブロッコリー」を栽培する農業者の出荷期間は、3月～5月になります。

問2-8 露地栽培で、冬キャベツ（出荷期間1月～2月）と春キャベツ（同4月～5月）を対象期間中（2月～4月）に出荷したが、冬キャベツは増収、春キャベツは減収であった場合、売上げを計算する出荷期間を春キャベツのみの期間（4月～5月）としてよいか。

(答)

冬キャベツ、春キャベツともに、対象期間中に出荷されることから、出荷期間は2月～5月となります。

(出荷期間が長期にわたる場合)

問2-9 対象期間に出荷実績があるが、その品目の出荷期間が長く、申告書の申請時点でもまだ出荷期間が終わっていないが、この場合の出荷期間はどのようにするのか。

(答)

対象期間（2月～4月等）から続く出荷期間の売上げが確定する最終月までのデータで計算することとしています。この場合のように、当該出荷期間が終了していない場合は、申告書の申請の直近月までで計算してください。

問2-10 既に、取組計画書を事業実施主体に提出（申請）しているが、この場合、出荷期間は取組計画書を提出（申請）した時点として整理してよいか。

(答)

この場合においても、出荷期間は、既に提出済の取組計画書を提出した時点ではなく、申告書を提出する直近月で整理をお願いします。

(対象期間に出荷した品目の出荷期間が、前年の出荷期間と異なる場合)

問2-11 天候等の関係で、対象期間（2月～4月）に出荷した品目の出荷期間（4月～7月）が、前年の出荷期間（4月～6月）とずれた場合、出荷期間の今年と前年との比較はどのようにすればよいか。

(答)

今年の出荷期間と前年の出荷期間は、同じ月で比較することを基本としますが、このケースのように出荷期間が異なる場合は、必要に応じて2月以降の今年作と前年作の出荷が重なる期間（月単位）での比較や、同じ作期同士での比較、出荷数量の割合で按分した期間で比較するなど、今年作と前年作の条件を揃えて比較するようにしてください。

(減収率)

問2-12 申告書にある「減収率」とは何か。

(答)

減収率とは、対象期間中に出荷実績のある品目の農業者ごとの出荷期間を通じた売上げを、前年の同期間の売上げと比較した場合の減少の程度です。

なお、複数の品目を生産し、かつ、対象期間中に出荷実績がある場合の売上げはその合計としますが、対象期間中に出荷実績があるものの減収していない品目は除きます。

(※ 減収額の計算については、「3 減収額の計算」を参照してください。)

(申告書の様式の選択)

問2-13 申告書を記入する場合、どの様式(甲、乙、丙)に記入すればよいのか。

(答)

次期作の対象品目の交付単価に対応する様式(5万円/10a:甲、80万円/10a:乙、25万円/10a:丙)を選択し、記入してください。

なお、「施設野菜」から次期作を「施設花き」に変更する場合は、申告書は様式乙(80万円/10aに取り組む農業者用)を、逆に、「施設花き」から次期作を「施設野菜」に変更する場合は、様式甲(5万円(5.5万円)/10aに取り組む農業者用)を使用してください。

(各品目別に分けて申請を行っている場合の申告書の作成方法)

問2-14 1人の生産者が、お茶は茶業協会、施設花きは地域再生協議会を事業実施主体として品目ごとに申請しているが、申告書も別々に提出することで問題ないか。

(答)

「減収額」や「減収のあった品目の作付面積」の算定に重複がないことを前提に、各品目別に申告書を作成し、各事業実施主体に提出することが可能です。

(申告書の品目の記入方法)

問2-15 申告書の様式に記入する品目名は具体的にどのように書けばよいのか。

例えば、数十に及ぶような多品目の花壇苗を栽培している場合は、どのように書くのか。

(答)

品目名は、野菜、果樹、花きはそれぞれ「キャベツ」、「マンゴー」、「切り花(輪ギク)」等個別の品目名を、茶は「茶」を記入してください。

なお、数種類の野菜をセットで販売している場合は、「野菜セット」と記載してください。

また、直売所等に出荷し、伝票等の品名を「野菜」として処理している場合は、「野菜」と記入してください。

果樹のかんきつ類は、「うんしゅうみかん」、「はっさく」等と記入してください。なお、中晩柑等で品目ごとの売上げの把握が困難な場合は、「中晩柑（はっさく等）」のように代表的な品目を括弧書きで1つ記入してください。

花きについては、生産する品目が多岐にわたるため、以下の例を参考に記入してください。

- ① 切り花類（切り枝含む。）は、「切り花（輪ギク）」、「切り枝（ハナモモ）」、「切り葉（もみじ）」等
- ② 鉢もの類は、「鉢もの（シクラメン）」、「鉢もの（ファレノプシス）」等
なお、品目が多岐にわたる場合は、「切り花（輪ギク等）」や「鉢もの（ファレノプシス等）」のように代表的な品目を括弧書きで1つ記入してください。
- ③ 花壇用苗もの類は、「花壇苗（パンジー等）」
- ④ 花木類は、「花木（ツツジ等）」
- ⑤ 芝は、「芝」
- ⑥ 球根類は、「球根類」
- ⑦ 花きの苗は、「花き苗（キク）等」

（複数品目を記入する場合）

問2-16 申告書の様式甲は3品目までしか記入できないが、対象品目がそれ以上ある場合は、どのようにすればよいのか。

（答）

対象品目が4品目以上ある場合は、様式甲を複数枚使用し記入してください。

（既に取組計画書等を提出した農業者から申告書が提出されない場合の対応）

問2-17 既に取組計画書又は取組実績報告書を提出している農業者のうち、農業者から申告書が提出されない場合、事業実施主体はどうすればよいのか。

（答）

農業者から申告書の提出がない場合は、事業実施主体が農業者に電話等で提出の意思を確認するとともに、その対応結果（日時、氏名、連絡先、確認結果等）を整理し保管してください。

なお、事業実施主体において、申告書の提出を求めずとも申請者が減収していないことが確実に把握できる場合は、申請者にその旨を通知することで申告書の提出に代えることも可能とします。

（第3回公募の申請条件）

問2-18 第3回公募は、第2回公募と同様に、取組が完了しないと申請できないのか。

（答）

今回の公募が最後の予定のため、取組が完了していなくても、本交付金の交付を希望する農業者の方は、すべて申請してください。

なお、取組の実施は実績報告書で確認します。

【3 減収額の計算】

(売上げを計算する際の根拠資料)

問3-1 売上げの根拠となる資料も提出するのか。また、根拠となる資料を紛失した場合はどうすればよいか。

(答)

今回、申告書の提出に当たって、取組実施申請者及び取組実施者から出荷期間の売上げがわかる資料の一律の提出は求めませんが、出荷伝票や通帳等の売上げがわかる資料の確認や提出が必要となる場合がありますので、取組実施者において5年間必ず保管するようお願いします。

また、根拠となる資料を紛失等した場合は、別途、作業日誌等をもとに減収額を説明できる資料を作成し、保管しておいてください。

(出荷実績の証拠書類)

問3-2 出荷先が集計・出力した帳票等を、出荷伝票等に変わるものとして使用することはできるか。

(答)

使用することは可能です。

(委託販売手数料等の取扱い)

問3-3 申告書の減収額の算定の際、出荷期間における今年と前年の売上げの算出にあたり、委託販売の手数料や通信運搬費、運送料等の経費を差し引いた額(農業者の口座に振り込まれた額)で算出してよいか。

(答)

原則として、今年と前年の売上額の比較は、委託販売手数料等の経費を含めることが望ましいと考えますが、農協等の出荷先から農業者への販売代金等の支払い(精算)形態等の実態を踏まえ、適宜、対応してください。

いずれにしても、今年と前年の売上げを同一条件で算出し比較してください。

(消費税等の取扱い)

問3-4 申告書の減収額の算定の際、出荷期間における今年と前年の売上げの算出にあたり、消費税・地方消費税はどのようにすればよいか。

(答)

今年と前年の売上げを比較する場合、原則として消費税等は含めて計算してください。

なお、花きの場合は、今年と前年で消費税率が異なることから、前年の消費税等を補正して比較することも可能とします。

また、これらによらず、消費税等を除いて比較することも妨げません。

いずれの場合も、今年と前年の売上げを同一条件で比較してください。

(他制度の補給金の扱い)

問3-5 申告書の減収額の算定の際、出荷期間における今年と前年の売上げの算出にあたり、「野菜価格安定制度」や「収入保険」等の補給金を加えることが必要か。また、売上げに加える場合は、どの時点で加えるのか。

(答)

「野菜価格安定制度」や「いぐさ・豊表農家経営所得安定化対策事業」による補給金が交付される取組実施申請者及び取組実施者の方々は、当該品目について交付された補給金を今年と前年の売上げに加えて計算してください。

原則として、売上げに加える時点は、補給金が農業者の口座に振り込まれた日としますが、今年と前年は同一条件で比較してください。

なお、収入保険金や持続化給付金等といった品目を限定せずに支払われるものや農業共済金は、売上げに加えていただく必要はありません。

問3-6 「野菜価格安定制度」や「いぐさ・豊表農家経営所得安定化対策事業」で支払われる補給金には、農業者の自己負担分も含まれているが、その取り扱いはどうすればよいのか。

(答)

「野菜価格安定制度」や「いぐさ・豊表農家経営所得安定化対策事業」で支払われる補給金のうち自己負担分については、減収額の算定の際に差し引いて計算することが出来ます。

(規模拡大(縮小)した場合の売上げの計算)

問3-7 対象期間中に出荷実績のある品目の作付面積が、前年と比べ規模を拡大し増加した場合や、規模を縮小し減少した場合は、売上げの対前年との比較はどのようにすればよいのか。

(答)

前年の売上げに規模拡大(又は縮小)率を乗じて補正した額と、今年の額と比較してください。

なお、申告書の記入にあたっては、二段書きで、上段に補正前の売上額及び前年作の作付面積を括弧書きで、下段に補正後の売上額及び今年作の作付面積を記入してください。

【記載例】

1. 減収額

対象期間に出荷し又は廃棄し売上げが減少した品目名 ①	い	ろ
	いちご	
①の品目の前年作の売上額	(4,000,000) 6,000,000 円	
①の品目の今年作の売上額	5,000,000 円	

2. 売上げが減少した品目の作付面積に対応

対象期間に出荷し又は廃棄し売上げが減少した品目名 ①	い	ろ
	いちご	
①の品目の作付面積(平地)	(20) 30	アール a
①の品目の作付面積(中山間地)		アール a
①の品目の作付面積に対応する金額	E	アール 5

(新植で作付面積が拡大した場合の売上げの考え方)

問3-8 果樹・茶等において、前年から今年の間には新植により規模拡大した場合、売上げをどのように算定すればよいか。

(答)

新植により規模拡大している場合の売上げは、原則として新植による売上げがないことが明らかであることから、通常どおり（規模拡大（又は縮小）率を乗じないで）算定してください。

(改植した場合の売上げの考え方)

問3-9 果樹・茶等において、前年作を収穫した後、改植した場合、売上げをどのように算定すればよいか。

(答)

前年作と今年作で、改植を含めた作付面積が同じ場合、原則として通常どおり（規模拡大（又は縮小）率を乗じないで）算定してください。

(新規就農等の場合の売上げの計算)

問3-10 新規就農者等の場合、売上げの対前年との比較はどのようにすればよいか。

(答)

新規就農等により前年の売上げがない場合は、青年等就農計画や農業経営改善計画の売上目標額等を前年の売上相当額とみなして、今年の額と比較してください。

なお、農業経営改善計画等で月別の売上目標額等がない場合は、例えば、年間売上目標額に、栽培規模等を踏まえた地域等の当該品目の年間売上額に対する月別売上額の割合を乗じた額を前年の売上相当額とみなして、今年の売上げと比較してください。

(対象期間に出荷した品目と、前年に栽培していた品目が異なる場合の売上げの計算)

問3-11 本交付金の対象期間に出荷した品目と、前年度に当該期間に出荷していた品目が異なる場合、売上げの対前年との比較はどのようにすればよいか。

(答)

例えば、前年に栽培していた品目の作付面積に、今年栽培していた品目の前年の当該地域等の平均的な単位面積当たりの収量や販売単価を乗じて算出した額を前年の売上相当額とみなして、今年の売上げと比較してください。

なお、地域等の平均単収や販売単価は、地域の農協や普及センター等で把握しているデータ等を活用して、説明できるようにしてください。

(前年の栽培実績がない品目の場合の売上げの計算)

問3-12 今年から新たに借りたほ場で、新たに作物を栽培している場合は、売上げの対前年との比較はどのようにすればよいのか。

(答)

例えば、今年の作付面積に、前年の当該地域等の平均的な単位面積当たりの収量や販売単価を乗じて算出した額を前年の売上相当額とみなして、今年の売上げと比較してください。

なお、地域等の平均単収や販売単価は、地域の農協や普及センター等で把握しているデータ等を活用して、説明できるようにしてください。

(ほ場の栽培回転数等を増やし生産量を増やした場合の売上げの計算)

問3-13 作付面積は同じであるが、人員や回転数を増やして生産量を増やした場合は、規模拡大したと見なせるのか。

(答)

人員やほ場の利用率を増やして生産量を増やした場合は、規模拡大をしたとは見なしません。

(観光農園の場合の売上げの計算)

問3-14 観光農園の場合の売上げの確認方法については、入園料だけでなく、直売や出荷したものの売上げも考慮する必要があるのか。

(答)

入園料に加え、直売や出荷したものの売上げも含めてください。

【4 売上げが減少した品目の作付面積】

(「売上げが減少した品目の作付面積」の考え方)

問4-1 「売上げが減少した品目の作付面積」とはどういうことか。

(答)

対象期間に出荷実績がある品目のうち、出荷期間を通じた売上げが前年と比較して減少した品目の栽培に要した一連の作付面積が「売上げが減少した品目の作付面積」になります。

運用見直し後の本交付金の支援対象となる面積は、この面積の範囲となります。

また、売上げが減少した品目が複数ある場合は、その合計面積となります。

ただし、対象期間に、同一ほ場において、作期を異にする複数品目の出荷実績がある場合や、同一品目を複数回作付ける場合であっても、作付面積の算定は1回限りとなります(同一ほ場1回限り)。

以上のように、「売上げが減少した品目の作付面積」は、対象期間に出荷し売上げが減少した品目に限定されますが、基本的な考え方は次期作の交付対象面積の考え方と同じです。

なお、別紙「次期作支援交付金における交付算定の考え方」の事例を参考としてください。

(今回の見直しの考え方)

問4-2 今回の見直しで、「対象期間中に出荷実績がある又は廃棄等により出荷できなかった品目のうち出荷期間を通じた売上げが前年の同期間より減少した品目の作付面積の合計の範囲」とするのはなぜか。

(答)

本交付金の交付対象面積の算定に当たっては、これまで2月、3月、4月に野菜・果樹・花き・茶の出荷（又は廃棄等により出荷できなかった）実績があれば、当該作物の次期作に取り組む面積全てを本交付金の対象とすることとしていました。

その結果、非常に多くの申請をいただきましたが、減収を要件としなかったことから、中には、減収していない品目の申請も含まれていました。

農業者の方々には、要件に即して申請していただいたにもかかわらず、このままの運用で交付金の支払いを行うことになれば、新型コロナウイルスによる影響を受けていないのに交付金が支払われているなどの批判を受けかねません。

このため、本交付金の交付対象面積を「出荷期間を通じた売上げが前年の同期間より減少した品目の作付面積の合計の範囲」とすることとしました。

(申告書の「2」の記入)

問4-3 申告書の「2. 売上げが減少した品目の作付面積に対応する金額」には、次期作の品目と面積を記入するのか、もしくは、対象期間に出荷実績がある品目と面積を記入するのか。

(答)

対象期間に出荷実績があり、売上げが減少した品目と当該品目の今年作の面積を記入してください。

【5 既に提出した又はこれから提出する取組計画書（様式第6-2号）の6の（1）の合計交付申請金額】

(次期作の品目)

問5-1 今回の見直しで、減収した品目や面積が明確化されることになったが、この見直しに伴い、次期作の品目も「売上げが減少した品目と同じ品目」でなければいけないのか。

(答)

同じ品目でなくても構いません。

(次期作の農地)

問5-2 申告書に「売上げが減少した品目の作付面積」を記入することとなっているが、次期作の支援対象となる農地は、減収した品目が作付けられていた農地と同じ農地でないといけないのか。

(答)

次期作の農地は、申請者が経営する農地であれば、減収した品目が作付けられていた農地と同じ農地である必要はありません。

なお、別紙「次期作支援交付金における交付金算定の考え方」の事例を参考としてください。

【6 個別の注意点】

(プール計算品目)

問6-1 「収穫後、JA等での貯蔵により長期間にわたって出荷され、複数の農業者の売上げがプール計算される品目」とは、具体的に何か。

(答)

収穫後、委託販売先であるJA等の集出荷貯蔵施設において貯蔵され、出荷時期や出荷量を農業者ごとに確認できない品目です。例えば、「たまねぎ」や「ばれいしょ」、「りんご」等が挙げられます。

(プール計算品目の場合の申告書「1」の減収額の算定)

問6-2 「収穫後、JA等で貯蔵により長期間にわたって出荷され、複数の農業者の売上げがプール計算される品目」が減収した場合の「減収額」は、どのように算定するのか。

(答)

このような出荷形態の場合、個々の農業者ごとの減収額を把握することが困難なことから、プール計算を行うJA等の年間出荷量(又は出荷額※1)に占める生産者の出荷量(又は出荷額)の割合で按分して減収額を算出してください。

【申告書「1」の減収額の算定方法】

今年の売上額=JA等のR2.2~4月の販売額×(JA等への生産者の出荷量/JA等の年間出荷量※2)

前年の売上額=JA等のH31.2~4月の販売額×(JA等への生産者の出荷量/JA等の年間出荷量※3)

減収額=今年の売上額-前年の売上額

※1 出荷額で算出する場合は、出荷及び精算が全て終了している場合に限る。

JA等の2~4月の販売額に(JA等から生産者へ支払われた精算額/JA等の総出荷額)を乗じて算出

※2 直近月までに出荷を終了していない場合は、それまでの出荷量+在庫量(又は入庫量)で算出

※3 今年産と前年産とで作付面積が増減している場合は、前年の売上額に増減率を乗じた上で算出

(プール計算品目の場合の申告書の「2」の作付面積の算定)

問6-3 「収穫後、JA等で貯蔵により長期間にわたって出荷され、複数の農業者の売上げがプール計算される品目」について、「売上げが減少した品目の作付面積」は、どのように算定するのか。

(答)

このような出荷形態の場合、個々の農業者ごとの出荷量を把握することが困難なことから、プール計算を行うJA等の年間出荷量に占める対象期間の出荷割合により、農業者ごとの作付面積を按分して算定してください。

【申告書の「2」の作付面積の算定方法】

プール品目の作付面積＝生産者のプール品目の全作付面積×(JA等の対象期間の出荷量/JA等の年間出荷量)

(農協等の出荷先が作成する農業者ごとの申告書の取扱いについて)

問6-4 例えば、農協等が一元販売等を行い、生産者ごとの出荷数量等のデータを把握している場合、農協等で総括表等を作成し、生産者に確認してもらい押印してもらうやり方は認められるか。

(答)

農協等が生産者ごとの売上額や作付面積等を一元的に把握している場合、農協等が生産者ごとに作成した申告書について、各農業者の確認が得られれば、それを申告書として提出していただいて構いません。

ただし、農業者は、必ず申告書の内容を確認の上、氏名欄に自署してください。

(地域特認品目の申告書「1」の減収額と「2」の作付面積の算定)

問6-5 地域特認品目の申告書の「減収額」と「売上げが減少した品目の作付面積」は、どのように算定するのか。

(答)

減収額については、原則として各品目の対象期間と同じ時期の売上げで比較して算出してください。

また、作付面積については、原則として各農業者の年間出荷数量に占める対象期間の出荷割合により、農業者ごとの作付面積を按分して算定してください。

(加工品の申告書「1」の減収額と「2」の作付面積の算定)

問6-6 高収益作物を加工し、加工品として販売している場合は、「減収額」と「売上げが減少した品目の作付面積」は、どのように算定すればよいのか。

(答)

減収額については、生産者が自ら生産した高収益作物(以下「生産物」とその加工品を出荷・販売している場合、両方の減少額を合算して算定してください(算定方法は生産物と加工品で同様です。))。

また、作付面積についても、生果分と加工品分の作付面積を合算したものとなります。

ただし、生産物と加工品の原料となる生産物の年産は、同一年産を基本とします。

(荒茶や仕上げ茶を販売した場合の売上の計算)

問6-7 生葉を生産し、かつ、荒茶又は仕上げ茶を販売する取組実施者の売上げは、どのように計算すればよいのか。

(答)

茶業経営の実態に合わせて、以下のとおり算定してください。

- ① 取組実施者が自ら生産した生葉から加工した荒茶を販売した場合
→「荒茶の売上額」
- ② 取組実施者が自ら生産した生葉に加え、生葉農業者から仕入れた生葉を合わせて荒茶加工し、荒茶を販売した場合
→「荒茶の売上額」－「生葉仕入れ額」
- ③ 取組実施者が自ら生産した生葉から加工した仕上げ茶を販売した場合
→「仕上げ茶の売上額」
- ④ 取組実施者が自ら生産した生葉に加え、他者から仕入れた生葉や荒茶を加工して、荒茶や仕上げ茶を販売した場合
→「荒茶の売上額」＋「仕上げ茶の売上額」－「生葉仕入れ額」－「荒茶仕入れ額」

なお、「減収のあった品目の作付面積」については、他者から仕入れた生葉（荒茶）分の面積は計上することはできません。

(新型コロナウイルスの影響により、出荷せず廃棄した場合の出荷期間の考え方)

問6-8 茶の売上額を算出する出荷期間の考え方で、今年は新型コロナウイルスの影響で売れ行き不振だったため、二番茶までの収穫・出荷で終わっている。このような場合でも、昨年の一発茶出荷が始まった3月から、例年、収穫・出荷している四番茶が終わった9月までの出荷期間7ヶ月と、今年の一発茶出荷が始まった3月から9月まで出荷の7ヶ月を比較しても構わないか。

(答)

新型コロナウイルスの影響によって、例年、生産している三番茶及び四番茶を出荷せず、廃棄したことにより売上げが減少していることから、一発茶出荷（3月）から例年収穫・出荷している四番茶出荷（9月）までの7か月間の売上げを比較して構いません。

ただし、農協や生産部会、茶商等、産地等の取り決めにより、例年、生産している三番茶及び四番茶の減産を推進したことが証明できるようにしてください。

また、自販により上記取り決めによる証明ができない場合には、新型コロナウイルスの影響により三番茶及び四番茶を減産することを判断した理由や、根拠（二番茶までの販売不振等のデータ）を説明できるように、書類を整理・保管しておいてください。

(厳選出荷の支援対象日数)

問6-9 厳選出荷の支援の対象日数を、作業従事者1人につき90日までとするのはなぜか。

(答)

支援の対象となる期間は、新型コロナウイルス感染症による影響で需要が大きく減少し、卸売市場での売上げ等が減少した時期である2月以降に、厳選出荷の取組を開始した日から、新型コロナウイルス感染症の影響がなくなり厳選出荷の取組を終了した日、又は対象品目の出荷を終えた日のいずれか早い日までとしています。

これまで、支援対象日数には上限はありませんでしたが、今般の見直しに当たって、品目ごとの2月以降の各産地等での取組の状況と、市場価格や出荷量、出荷額等の状況等の実態を踏まえ、支援対象日数を90日までとしたところです。

問6-10 茶と花き、茶とわさびなど、複数品目の厳選出荷に取り組む場合も、対象日数の上限は90日か。

(答)

複数品目で取り組む場合でも、作業従事者1人につき90日までとなります。

問6-11 茶の厳選出荷の支援対象日数の考え方を教えてほしい。

(答)

茶については、厳選出荷の支援対象を一番茶と二番茶とします。

ただし、新型コロナウイルス感染症の影響による茶の需要減少に伴い、二番茶の出荷を行わない産地もあったことから、二番茶の刈り落としや一番茶後の中切り等の更新処理についても支援対象日数に計上することができます(問6-7のとおり、作業従事者1人につき90日までです。)

なお、従来から二番茶生産を行っていない産地が、例年どおり二番茶生産を行わない場合は、支援対象日数に計上できません。

問6-12 花きの厳選出荷の対象期間は2月から5月となっているが、2月や3月に行うケースはどのような場合か。

(答)

花きについては、2月26日にイベントの自粛要請、2月27日に学校の休校要請を受け、卒業式等各種イベントが中止となり、それに伴い業務用を中心に花きの需要が大きく減少したため、花き産地等では、農協や生産部会、出荷組合、実需者等、産地等の取り決めに基づき、追加的な作業等により、まとまって品質の高いなものに限定して生産・出荷するなどの工夫をする取組「厳選出荷」が行われたところです。

そのため、本交付金の運用改善時に「厳選出荷の支援」をメニューに加え、第2回目公募において厳選出荷の対象期間を2月(上記要請日が月末のため、対象となる日はほとんどなし。)から始め、3月、4月の卸売市場の売上げが対前年比でそれぞれ2割減、4割減であった4月までとし、さらに、第3回目公募において5月

についても卸売市場の売上げが対前年比で3割減であったことから、5月も対象期間に追加したところです。

他方、3月については、主要産地において厳選出荷の取組が行われていなかったことや、卸売市場への出荷量も対前年比で9割を超える量が出回っていたことから、全国的に見ても、厳選出荷の取組はあまり行われていなかったものと考えられます。

また、主要産地の厳選出荷の取組は、4月7日の緊急事態宣言により、イベント等の自粛に加え、生花店が休業を余儀なくされ、販売ルートの一部が閉ざされ生産された花きの行き場が無くなったことを受けて始まりました。

以上のことから、花きにおける厳選出荷の取組は、2月、3月はあまり無く、主として4月以降に行われたものと考えているところです。

問6-13 花きの厳選出荷の要件について、具体的に教えてほしい。

(答)

厳選出荷は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、価格下落等のリスクを避けるため、まとめて品質の高いものに限定して生産・出荷するなどの工夫をする取組です。

このため、「運用改善時のQ&A(7月17日更新版)」の問10-1でも、「農協や生産部会、卸売業者等の取り決めに基づき」としていますが、具体的には「意思決定を行う主体、取組を行う農業者、目的、実施期間、出荷制限対象とする規格」等を書面等で予め示すなど、取組を行う農業者が書面等に基づき継続的に実施する取組を想定しています。

しかしながら、こうした根拠のないままに、申請しようとする事例があるとの報告を受けているところです。

厳選出荷に取り組む農業者の方々には、こうした要件を改めて確認していただき、適切に申請していただくようお願いいたします。

いずれにしても、取組実施者には、厳選出荷の取組の申請に当たっては、取組を行ったことがわかる作業日誌や手帳等を5年間しっかりと保管していただき、会計検査院等による検査に適切に対応できるようにお願いします。

なお、万が一、虚偽の申請により過大に交付金を受領した場合は、交付金の返還は当然のことながら、その事案の内容によっては補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第29条の規定に基づき、5年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処されることもあり得ますので、厳にこのような事態にならぬよう、適正に申請をしていただくようお願いいたします。

(他の事業との関係)

問6-14 同一の取組を行う他の事業とは、二重補助にならないのか。

(答)

本交付金をはじめ、国の補助事業については全く同一の取組に要する経費として、複数の事業の補助を受けることは二重補助として禁止されています。

本交付金は、新型コロナウイルス感染症の発生により卸売市場での売上げが減少するなどの影響を受けた野菜・果樹・花き・茶等の高収益作物を対象として、次期作における資材や機械の導入等の生産活動等に係る掛かり増し経費を支援するものです。

このため、これらの生産活動等に係る掛かり増し経費を補助対象経費として特定している他の補助金等（経営継続補助金や環境保全型農業直接支払交付金等）の支援を受けている又は受ける予定がある場合には、本交付金を交付できないことがありますので、個別に相談してください。

なお、水田活用の直接支払交付金のうち産地交付金については、主食用米以外の作物への転換とそれによる魅力的な産地づくりに向けて地域の裁量で対象作物や単価を設定するものであり、掛かり増し経費を支援するものではないことから、原則として本交付金との二重補助には当たりません。ただし、各農業者の掛かり増し経費を具体的に特定して、当該経費分のみを補助対象としている場合などは、個別に相談してください。

また、持続化給付金については、給付措置であり補助金ではないことから、本交付金と併せて申請いただくことは差し支えありません。

【7 運用見直しに伴う手続き等】

(受益農家の要件)

問7-1 今回の運用の見直しにより、取組実施者が本交付金の申請を取り下げ、当該事業実施主体の受益農家（取組実施者）が3戸未満となった場合、事業実施主体の要件を満たさなくなるのか。

(答)

事業実施主体が、運用見直し前に農業者から取組計画書を受け付けていた場合、その受益農家が3戸以上であれば、受益農家3戸の要件を満たすこととします。

なお、この場合、事業実施計画の提出と合わせて、運用見直しにより対象外となった取組計画書(写)も提出してください(提出していただく事業実施計画書には、取り下げられた内容を記載する必要はありません。)

(運用見直しに伴う次期作支援（5万円、80万円、25万円/10a）の取組)

問7-2 今回の運用の見直しにより、実際に交付される交付金の額と取組計画書に記入する交付金額が一致しないケースが発生すると考えるが、取組実施者は取組計画書に記入した作付面積の全てで取組を行う必要があるのか。

(答)

今回の見直しは、本交付金の目的である「次期作の作付け支援」そのものを変更するものではないことから、各取組実施者の方々には、実際に交付される交付金の額に相当する作付面積以上の面積で、取組を実施していただくようお願いします。

なお、実績報告書にはこの面積を記入してください。

(2万円/10a及び厳選出荷の取組の取扱い)

問7-3 今回の運用の見直しで、5万円、80万円、25万円/10aについては、「品目ごとの減収額の合計」や「売上げが減少した品目の作付面積に対応した金額」を上限とするとのことであるが、2万円/10aや厳選出荷についても同様の扱いとなるのか。

(答)

2万円/10aの取組は、新たな契約栽培や新品種・新技術の導入等に向けた取組のため、今回の運用見直しは適用しません。

また、厳選出荷の支援についても運用見直しに伴う減収額を適用しません。

なお、厳選出荷の支援は価格の下落に対して高品質なものを厳選して生産・出荷する取組で、結果として価格の下支え等が図られることから、対象期間において当該農業者は減収の影響を受けているものと考えます。

(交付事務の進め方)

問7-4 交付金の交付事務について、5万円、80万円、25万円/10aの取組を行う農業者のうち減収額が2割以上の農業者の交付事務から行うとのことであるが、事務が煩雑な上、同時期に交付金の申請を行った農業者の間で支払時期が異なることにより混乱等を招く恐れがあることから、第2回目公募分、第3回目公募分といったような申請順や、申告書、取組計画書等の必要書類が整ったものから順に交付事務を行ってはいけないか。

(答)

今回、提示しました「交付金交付の事務の進め方」については、新型コロナウイルスの影響の大きい農業者の方々から、原則として、以下の①、②の順で交付事務の手続きを行いたいと考えています。

① 第2回公募で提出された事業実施計画書に記載のある取組実施者のうち、減収率が2割以上の取組実施者の5万円(5.5万円)、80万円、25万円/10aの取組。

② 上記①以外の取組。

(事務負担の軽減等)

問 7-5 生産者団体等が農業者等ごとの売上額等を把握している場合、生産者団体等が申告書を代理で作成（減収額の計算等）してよいか。

(答)

このような場合、生産者団体等が代理で作成した申告書について、農業者が内容を確認した上で署名すれば可能とします。

問 7-6 申告書の作成（減収額の計算等）に当たり、前年が災害等で異常年であった場合、事務負担の軽減等のため、地方農政局等と協議した上で、前々年や平年と今年の売上げを比較するなど、産地全体で統一的行うことを基本としてほしい。

(答)

減収額の算定に当たり、前年が異常年の場合、前々年や平年等と今年を比較することができます。

ただし、恣意的な運用となることがないように、前年以外を比較対象とする場合は、地方農政局等と協議した上で、産地全体で統一的行うことを基本とします。

具体的には、

- ・前年が災害や病虫害等により異常年となった場合は、前々年と比較
- ・災害等が直近2年以上連続で発生した場合は、その発生年の前年又は過去5年の平均と比較
- ・直近5年間において、価格が乱高下した場合や前年が最低価格となった場合等、前年の売上げを利用することが適切でない場合は、前々年又は過去5年の平均と比較

することにより減収額を算定します。

ただし、単に近年で最も高い年と比較することは、恣意的な運用となりますので認められません。

なお、特別な事情の判断をするにあたっては、産地で災害等の有無・程度をもとに、対象品目とその比較年を定め、対象となる全ての農業者に適用することが原則となります。その際、恣意的な運用となることがないように、前年に当該産地が災害等にあったことを客観的に示せる数値等（品目名、被害の範囲（都道府県、市町村、〇〇地区等）、被害面積、被害額、被害率等）を地方農政局等に提出し、協議を行ってください。

特別な事情を特定の農業者のみに適用することについても可としますが、この場合、当該農業者は申告書において比較対象とする年を明記するとともに、被害を受けた年（昨年等）の被災等を確認できるものにより、特別な事情があったことを自ら説明できるように資料を整理し5年間保管して、事業実施主体からの求めに応じて提出できるようにしておく必要があります。

(前年に災害の被害を受けたなど、特別な事情がある場合の記入方法)

問7-7 前年に災害の被害を受けたなど、特別な事情がある場合は、申告書にどのように記入すればよいのか。

(答)

例えば、二段書きで、上段に特別な事情(〇〇害(災害名)、××病(病害虫名)、価格乱高下、近年中最低価格等)を括弧書きで、下段に前々年等の売上額を記入してください。

1. 減収額	(記入例1)	1. 減収額	(記入例2)
対象期間に出荷し又は廃棄し売上げが減少した品目名 ①	い いちご ろ	対象期間に出荷し又は廃棄し売上げが減少した品目名 ①	い キャベツ ろ
①の品目の前年作の売上額	[〇〇害] 前々年 : 6,000,000 円	①の品目の前年作の売上額	[価格乱高下] 5年平均 : 4,000,000 円
①の品目の今年作の売上額	5,000,000 円	①の品目の今年作の売上額	3,500,000 円

【8 推進事務費】
(事務費)

問8-1 推進事務費は、取組実施者への交付額の合計の2%までの額を基本とされているが、今回の運用見直しにより、事業実施主体において新たに申告書の確認等を行う必要があり、交付事務が大幅に増え事務費が不足するとともに、本体交付金の額が減少し、既に使用した推進事務費の額が本体交付金の2%を上回ることも予想されるため、この事務費の2%上限を見直していただきたい。

(答)

推進事務費については、今回の運用の見直しに伴い、事務量が増加することや、申告書の確認により本体交付金の額が減少した場合、推進事務費の額が本体交付金の2%を上回ることも予想されるため、2%の上限は、設けないこととしますので、本体交付金の推進に必要な事務経費を申請してください。

ただし、全国の申請状況によっては、個々に推進事務費の額を調整させていただく場合があります。

問8-2 事業実施主体の中には、今回の運用見直しにより本体交付金による取組が全くなくなるところがあると予想されるが、この場合、事業実施主体が既に実施した推進・指導等の経費について、推進事務費は交付されるのか。

(答)

本体交付金の実績がなくなっても、既に実施した推進事務については、原則として推進事務費の交付対象となります。

問 8 - 3 事業実施主体や公募に応募する予定の団体において、これまで原則として交付決定前の事務費は自己負担してきた上に、今回の運用見直しにより追加的な事務が発生するが、これら経費は本交付金の対象とならないのか。

(答)

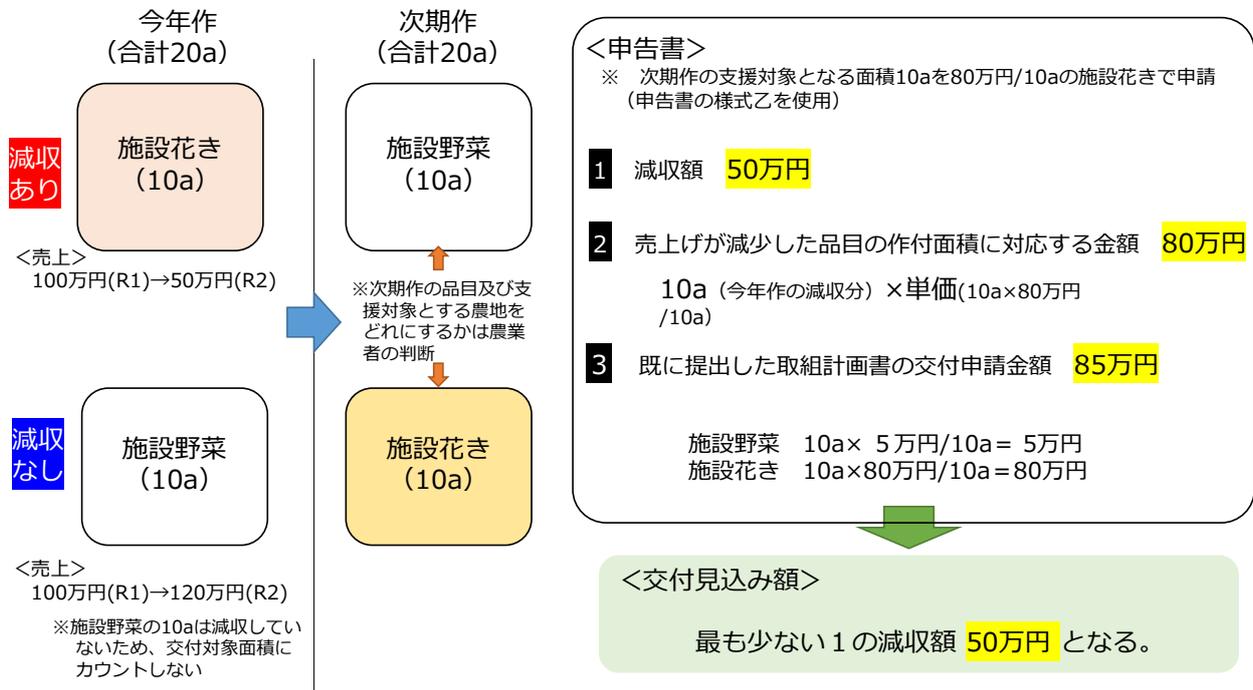
推進事務費については、本事業の制定日（4月30日）以後に実施した業務を、補助対象経費に含めることができることとしました。

(以上)

(別紙参考)

次期作支援交付金における交付金算定の考え方（その1）

【複合経営のイメージ（例）】



次期作支援交付金における交付金算定の考え方（その2）

【複合経営のイメージ（例）】

